

## 荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想 目次案

自然再生推進法では、自然再生協議会に対し、以下の事務を行うことを求めています。

- (1) 自然再生全体構想を作成すること。
- (2) 自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

ここでいう自然再生全体構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとして  
います。

- (1) 自然再生の対象となる区域
- (2) 自然再生の目標
- (3) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- (4) その他自然再生の推進に必要な事項

本協議会は本年度内に自然再生全体構想を作成することを予定しております。事務局では、  
第2回までの協議会の内容を踏まえ、「自然再生全体構想」の目次案として、右に示す構成を考  
えています。なお、右記の目次案は今後の協議の内容により修正をしていきます。

### < 自然再生推進法 「自然再生基本方針」より抜粋 >

- 1 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
  - (2) 全体構想の内容
    - ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータ  
の収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協  
議を行うこと。
    - イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を  
定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を  
束ねる内容とすること。
    - ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標  
について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に  
設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会  
に参加する者による役割分担等を定めること。

## 荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想 目次案

1. 自然再生の対象となる地区
  - 1) 荒川太郎右衛門自然再生地の歴史の変遷
  - 2) 荒川太郎右衛門地区の治水状況
  - 3) 荒川太郎右衛門自然再生地の現況に関するデータ
    - a. 流量・流況・水質
    - b. 生態系
    - c. 土地利用
    - d. 社会的状況
  - 4) 荒川太郎右衛門自然再生地の課題
2. 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標の設定
  - 1) 太郎右衛門地区の自然再生の理念
  - 2) 荒川太郎右衛門地区の自然再生目標
  - 3) 荒川太郎右衛門地区自然再生事業の概要
3. 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織および役割分担
4. その他必要な事項
  - 1) 情報の収集と提供
  - 2) 多様な主体との連携と普及啓発